

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成元年10月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900139号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900012号

第1 結論

昭和55年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から同年10月まで

私が昭和53年に大学を卒業して、A県で教員として臨時採用された後にB市(現在は、C市)の親元に国民年金保険料の請求が来ていたようだが、正式採用ではなかったため、経済的理由で支払いをしなかった。昭和55年4月にD県E市の高校に臨時採用になったとき、親から国民年金保険料を支払うように言われ、近くのF銀行で支払いを始めた。同年の夏休み後、D県G郡H町(以下「H町」という。現在は、I市)の高校に臨時採用となったが、給与が少なく、生活に困り、昭和55年10月で国民年金保険料の支払いをやめた。そのとき銀行窓口で「それを払わないとあなたの将来にこまることがありますよ。」と言われたのを覚えている。支払いは、E市及びH町にあったF銀行の支店で毎月3,000円から4,000円を1か月分ずつで、給料をもらって1週間位のうちには済ませていたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、大学卒業後に父親がB市で手続をしたと思うとした上で、昭和55年4月から同年10月までの国民年金保険料をE市及びH町にあったF銀行の支店で納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに紙台帳検索システムにより、請求者が20歳に到達した昭和45年*月から請求期間の終期である昭和55年10月までの期間に、B市において払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の手帳記号番号に係る全件調査をしたものの、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入

手続は行われていなかったと考えられ、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者が住民票を異動した可能性があるJ市、E市及びH町について、紙台帳検索システムにより、請求者が居住を開始したと推認される、昭和49年4月、昭和55年3月及び同年8月から、それぞれ請求期間の終期である昭和55年10月までの期間に、J市、E市及びH町において払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の手帳記号番号を全件調査したものの、いずれも請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、親に国民年金保険料の納付を促されたとしているが、親から年金手帳はもらったことはないと陳述しているほか、国民年金の加入手続を行ったとする父親及び母親は既に亡くなっており、請求者の国民年金への加入手続の状況について確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。